

# 栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課「とちまる食の安全通信」ユーチューブ運用方針

令和8(2026)年2月18日

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

## 1 目的

本方針は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課（以下、「医薬・生活衛生課」という。）が運営する、ユーチューブ「とちまる食の安全通信」

([https://www.youtube.com/channel/UCkFFh0B9pxQ-HQksD90vd\\_g](https://www.youtube.com/channel/UCkFFh0B9pxQ-HQksD90vd_g)) の運用に関する事項について定める。

## 2 基本方針

ユーチューブ「とちまる食の安全通信」は、動画を用いた食の安全・安心に関する情報発信を通じて、県民に対し、食品の安全性に関する理解促進を図ることを目的とする。

## 3 運用方針

(1) ユーチューブ「とちまる食の安全通信」は、医薬・生活衛生課食品安全推進班の職員が以下のとおり運用、管理することを原則とする。

- ① 情報を発信する時間帯は原則として平日の8時30分から17時15分とする。
- ② 職員が必要に応じて不定期に投稿する。
- ③ 問合せについては、医薬・生活衛生課食品安全推進班が対応する。
- ④ 当アカウントへのコメントに対しては、原則として、個別に返信しない。ただし、看過できないコメントに対しては、別途情報発信することができる。
- ⑤ 利用者がユーチューブ「とちまる食の安全通信」にコメントを投稿する場合、法令違反、公序良俗に反するもの、特定の個人・団体を誹謗中傷するもの、その他運営者が不適切と判断するものに該当する行為を禁じる。また、この場合、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合がある。
- ⑥ 当該ユーチューブページ上をはじめ、他のユーチューブページ等に対し、コメントの対応はしない。

(2) ユーチューブ「とちまる食の安全通信」では、次の情報を発信する。

- ・食品衛生法に関する情報
- ・食中毒に関する情報
- ・食品回収に関する情報
- ・食品表示法に関する情報
- ・放射性物質検査の概要に関する情報
- ・その他、医薬・生活衛生課長が必要と認めた情報

## 4 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、医薬・生活衛生課ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、同ホームページを通じて周知する。